

令和4年（行コ）第294号

在留資格変更不許可処分無効確認等、国家賠償請求控訴事件

控訴人 閲覧制限

被控訴人 国（処分行政庁：東京出入国在留管理局長）

### 控訴人B意見陳述要旨

2023年（令和5年）3月15日

東京高等裁判所第12民事部B4係 御中

控訴人B

我々は2004年から付き合い始めて、もう来年で20年となります。その間ほぼ全ての期間においてつきまどってきた問題が、ただ単純に一緒に暮らすことがどんなに困難かということでした。当時はまだアメリカでも同性婚等も認められておらず、また自分が大学院を卒業するタイミングでリーマンショックのためアメリカの景気も悪く、自身の将来の夢やキャリアのため日本に帰国する事を決断しました。最初の一年は遠距離を続けるも、我々の関係を維持するために結局彼は彼のキャリアを犠牲にして日本に来てくれました。このように、我々が何とか日本で生計の基盤を作っている中、アメリカを含め世界各国では同性婚や同性カップルが安定して生活できるためのビザの支給等が進んできました。

我々の周りでも、アメリカに住んでいる友人、日本に住んでいた友人で、同性カップルであるがために家族と一緒に暮らせないので日本に帰ってこられない、または日本から出ていかなければならないというカップルが多数い

ました。アンドリューのビザの更新が難しいと知った時、やっぱり自分も日本を出ていくしかないのか？しょうがないのではないのか？という考えが浮かんだ時もありました。それは、そもそも日本では我々同性カップルが愛する家族と共に暮らす人生の選択肢が提示されたことがなく、出ていくしかないのかな？という、社会に植え付けられてきた考え方だったと思います。

そのような中、地裁では請求自体は敗訴となってしまいましたが、裁判官の方は、外国人同士であれば同性カップルの配偶者にもビザの配慮をするという指針は平等性を欠いており、我々の関係は擁護するに値し、何らかのビザの支給を要すると言及してくれました。当時ちょうどアンドリューのビザ更新の申請中でもあり、「もしかしたら今回のビザの更新では良い結果がもらえるのではないかと」すごく期待しました。なので、その後10月に入管から連絡があり、定住者のみだけでなく特別活動ビザの配慮もなくビザを貰えなかった時は、本当に絶望しました。しかし、その後の再度のビザ申請をし、その間も弁護士先生方、支援者のみなさまのご支援を頂き、先日特定活動ビザを貰うことができました。やっと、安定した生活を築くことの第一歩になると、安心し嬉しい気持ちです。

ただ一方で、我々以外にも同じ状況で困っている人が沢山おり、また、そもそも、訴訟など、ここまでしなければ一緒に住むことを認めてくれないという時点で、現時点の制度は平等ではないと思います。自分の愛する家族と一緒に暮らしたいだけなのになぜその権利が与えられていないのか？我々は特別な権利を主張しているわけでもなく、特別扱いを求めているわけでもないのに、なぜ日本人が日本で愛する家族と共に暮らしたいと望むことが特別な権利を主張していると言われなければならないのか？今でも怒りと悲しみでいっぱいです。

しかし一方で、この訴訟を始めて沢山の人に出会い、多くのメッセージを頂き、こんなに多くの人に関心を持ち支援してくださり、勇気と希望ももらいました。やっぱり日本はいいところで、これから多様性を受け入れられる社会に変わっていくのだろうと確信しています。ただペースは実に遅く、その間にも我々も含め同じ状況で困っていて助けを必要としている人達が沢山います。今回の訴訟が社会を前進する後押しになればと思っています。

以上